

Title	産地綿織物業と生産統制：日本輸出綿織物工業組合連合会の設立に着目して
Sub Title	The cotton textile industry and production control : establishment of the Federation of Japan Export Cotton Textile Industry Association
Author	橋口, 勝利(Hashiguchi, Katsutoshi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2023
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.115, No.4 (2023. 1) ,p.321 (1)- 346 (26)
JaLC DOI	10.14991/001.20230101-0001
Abstract	<p>本稿の目的は、戦前期日本の日本綿業の生産統制の実態を、綿工連理事長・三輪常次郎の活動に焦点を当てながら検討することである。近代日本のリーディング産業であった綿業は、産地綿織物業の分野で過剰生産と品質悪化が輸出市場で問題となっていた。このため、商工省と綿工連は、織物産地の意向を汲みながら、生産統制を実施することで、日本綿業は組織化され、輸出競争力を高めていくことになった。</p> <p>This study examines production control in the prewar Japanese cotton industry, with a particular focus on the activities of Tsunejiro Miwa, president of the Japan Export Cotton Textile Industry Association. The cotton industry, which was the leading industry in modern Japan, faced certain challenges in the export market due to the overproduction and deterioration of the quality of local cotton fabrics. Thus, the Ministry of Industry and Trade and the Japan Export Cotton Textile Industry Association implemented production controls while considering the wishes of textile-producing areas, thereby organizing the Japanese cotton industry and increasing export competitiveness.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20230101-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20230101-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

産地綿織物業と生産統制  
——日本輸出綿織物工業組合連合会の設立に着目して——

橋口勝利\*

The Cotton Textile Industry and Production Control:  
Establishment of the Federation of  
Japan Export Cotton Textile Industry Association

Katsutoshi Hashiguchi\*

**Abstract:** This study examines production control in the prewar Japanese cotton industry, with a particular focus on the activities of Tsunejiro Miwa, president of the Japan Export Cotton Textile Industry Association. The cotton industry, which was the leading industry in modern Japan, faced certain challenges in the export market due to the overproduction and deterioration of the quality of local cotton fabrics. Thus, the Ministry of Industry and Trade and the Japan Export Cotton Textile Industry Association implemented production controls while considering the wishes of textile-producing areas, thereby organizing the Japanese cotton industry and increasing export competitiveness.

**Key words:** cotton industry, production control, ministry of commerce and industry, industrial organization, local industry

**JEL Classifications:** N10, N65

---

\* 慶應義塾大学経済学部  
Faculty of Economics, Keio University

## はじめに

本稿の課題は、近代日本の綿織物産地の成長と再編の過程を生産統制に着目しながら解明することである。近代日本の主要産業であった綿業は、紡績業に加えて織物業でも工業化が進み、その波は地域にも及んで産地を形成した。しかし、1920年代末になると、金融恐慌と昭和恐慌が相次いで日本綿業は苦境を迎えた。そのなかで紡績業は、大紡績資本を中心にカルテル活動を実施することによって、綿糸価格の維持を図った。<sup>(1)</sup>1930年代は、政府が主体となって産業の合理化が推進された。これは、当時の不況からの脱出だけでなく、製造業の強化を促して、輸出拡大を進めていかなければならなかったからである。それゆえ、商工省を中心に産業の統制が模索され、産地綿織物業もその対象となった。

しかしながら、この生産統制をめぐるのは、商工省と業界団体、そして民間企業との間でその目的や運用の面での調整が必要とされた。産地綿織物業の統制について宮島英昭は、紡績業の操業短縮の実施や運用をめぐる、大日本紡績連合会（以下、紡連と略す）と日本輸出綿織物工業組合連合会（以下、綿工連）との対立が深刻化していた点を取り上げた。その際に、1931年4月に公布された重要産業統制法（以下、重産法と略す）は、商工省が紡連のカルテル活動を制約する役割を果たしたと指摘した。つまり商工省は、操業短縮の緩和を求める綿工連の意を汲むことで、綿糸価格の高騰を抑えたのである。<sup>(2)</sup>さらに平沢照雄は、工業組合法（1931年制定）が綿工連による織物産地への生産統制に対して法的根拠を与えるものであったと位置付けた。商工省は、中小工業分野の統制をこの工業組合法を通じて遂行していくために、紡績業のカルテル活動を重産法の枠組みを通じて監視する必要があった。<sup>(3)</sup>

この綿織物業への生産統制は、播州産地の縞三綾を対象にして全国に先駆けて実施されたものの、生産割当量を超えて生産する機業家が続出したために、期待された効果はみられなかった。そのため、1932年以降の景気回復や播州産地の主力製品の転換によって、産地綿織物業の課題が解決されたと指摘されることになった。<sup>(4)</sup>しかしながら、1930年代に日本綿業が商工省や綿工連との関与を深めつつ飛躍的に成長していったことを考えれば、綿工連による産地の組織化のプロセスを、その創始段階から具体的に明らかにしなければならない。その上で、商工省の合理化や生産統制の政策を、

---

(1) 紡績業のカルテルについては、橋口勝利「昭和恐慌と日本綿業——第11次操業短縮と服部商店」『社会経済史学』第82巻第3号、2016年、を参照。

(2) 宮島英昭『産業政策と企業統治の経済史——日本経済発展のミクロ分析』有斐閣、2004年、第3章。

(3) 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社、2001年、104-111頁。

(4) 井上文夫「昭和初期における産業統制の一断面——播州織縞三綾統制について」『近代史研究』第21号、1979年。阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会、1989年、297頁。阿部武司『日本綿業史——徳川期から日中開戦まで』名古屋大学出版会、2022年、595-596頁。

総合的に評価しなければならないのである。

そこで本稿では、商工省と綿工連が行った産地の生産統制の実態を具体的に検討することにした。当時の産地綿織物業は、不況への対応や粗製乱造への規制が求められていたのであり、その解決には、全国的な生産統制が必要であった。そのため商工省は、1928年に設立した綿工連にこの役割を期待した。この問題関心に基づいて綿工連が産地の統制をどう行ったのか、そして産地はこの生産統制にどう対応したのか、このような点を解明していきたい。

なお、本稿の分析にあたっては、服部商店専務取締役の三輪常次郎に焦点をあてて分析を進めていく。服部商店は、綿糸布商人として創業し、主として知多木綿の集荷販売も行っていた。第一次大戦ブーム期になると、織布生産部門や綿糸生産部門へ進出し、紡織メーカーとしての性格も有しつつ、やがて中京圏の織布業者を賃織工場として組織していった。こうした綿糸布商人、そして紡織メーカーとしての特異な性格を有する服部商店を率いた三輪常次郎は、綿工連の初代理事長となった。この三輪常次郎の活動を検討することで、1930年～1932年末頃の日本綿業の実態に迫りたい。なお一次史料としては、三輪常次郎の執務記録である『興和百年史史料』を利用し、それに加えて綿工連関連の資料や当時の新聞資料を駆使することで、課題の解明を目指す。

## 1 綿織物業の成長と綿工連の設立

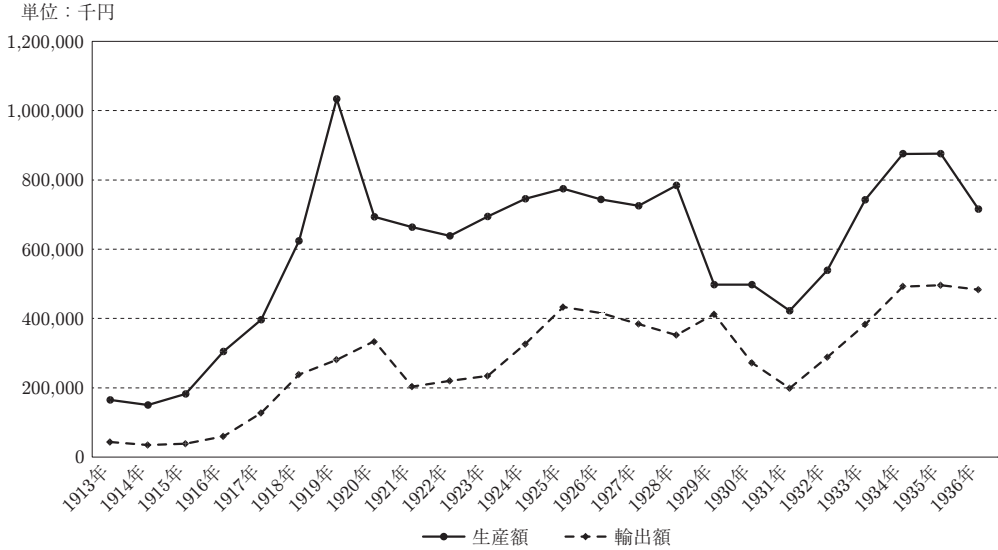
### 1 綿織物業の成長と綿同連

#### (1) 綿織物産地の成長

まず、日本綿業の成長を統計から分析しておきたい。図1は、1913年から1936年までの綿織物の生産額と輸出額の推移を示したものである。綿織物生産は、第一次大戦ブーム期に急速に上昇し、1919年にピークを迎えた。その後、1920年の大戦後恐慌で生産額が急落し、1920年代は横ばいで推移した。そして昭和恐慌期の減少を経て1932年頃から増大していった。一方で輸出額は、総じて生産額とほぼ連動して推移するものの、1916年から1919年頃では、生産額に比べてその伸びは緩やかであった。しかし、1932年以降の輸出額は、生産額との連動を強めていく。つまり日本綿業は、1930年代になると、綿織物の輸出の増大が生産額の増大を促すようになっていたのである。

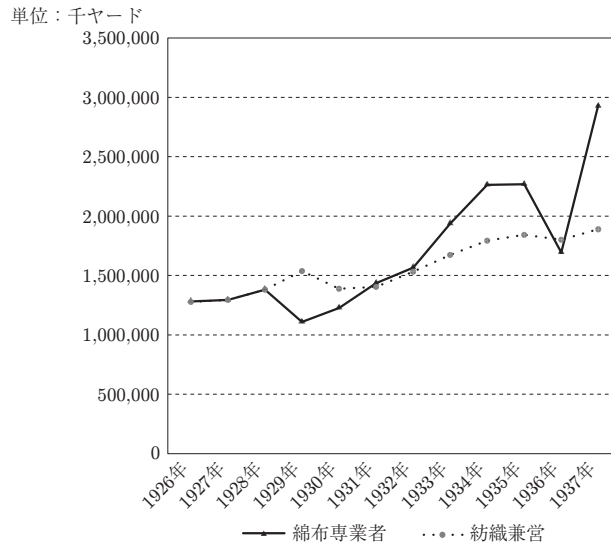
図2は、1926年から1937年までの織布生産量の推移を、綿布専業者と紡織兼営の企業とで分類したものである。綿紡績企業が織布業を兼ねる紡織兼営は、この図によれば期間を通じて緩やかな増大傾向を示している。一方で織物産地で織布業を営む中小織布業者が中心に構成される綿布専業者は、その存在感が強まっていく。1929年と1936年とで、綿布専業者の生産量は急減するものの、1930年以降は上昇傾向を堅持して、特に1937年に急上昇をみせた。その結果、綿布専業者は紡織兼営を凌駕するに至った。つまり日本綿業において、綿織物産地は紡績資本に比べても急速に重要度を高めていたのである。

図1 綿織物の生産額と輸出額の推移



資料) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、9頁より筆者作成。原資料は『内外綿業年鑑』。

図2 織布生産量の推移



資料) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、18頁より筆者作成。

(2) 同業組合の限界

産地織物業の急速な成長は、産地間競争の激化を促したため、過当競争の回避と品質改善の促進

が必要となった。そのため、日本輸出綿織物同業組合連合会（1919年6月に設立。以下、綿同連と略<sup>(5)</sup>）が織布生産者を直接管理しなければならなかった。しかし、同業組合の根拠法の重要物産同業組合法では、品質改善と生産統制の権限が定められていなかったため、その影響力には限界があった。同じく産業組合法も、検査や過怠金を課することができないので、この問題に対応できなかった。

それゆえ農商務省は、重要物産同業組合法と産業組合法の特色を合わせて、新しい業界団体の設立を模索した。この結果、1925年3月に重要輸出品工業組合法が公布され、輸出品工業組合が組織された。こうして共同事業と統制事業を行うことが可能となったものの、産地では同業組合と工業組合<sup>(6)</sup>が併存することとなった。

## 2 産業合理化と綿工連の設立

### (1) 商工省の生産統制の開始

工業組合は全国的に設立され、1927年12月には51団体に達していた。そのため、意思統一を図るべく工業組合の全国的な団体が必要となった。そこで1928年3月に、綿工連が創立されて三輪常次郎が初代理事長に就任した。この綿工連には、商工省（1925年に設立）が綿織物業の生産統制を行う上での実行機関としての役割を期待していた。当時の綿同連3代目理事長の舞田寿三郎が、「昭和四、五年にかけて綿布のダンピングと、各国の輸入制限により、輸出は不振を続け業者は苦境に立つに至った。商工省は、是が対策として生産の統制を企図し、臨時産業合理局を設置し生産の統制に乗り出した。先ず縞三綾に手をつけ昭和五年八月中島久万吉商相、吉野信次工務局長、木戸幸一文書課長の許に決定を見るに至り、実行機関として綿工聯が指定された（下線：筆者）<sup>(7)</sup>」と回想したように、当時の綿業は製品価格のダンピング問題への批判を各国から受け、輸入制限を受けるという問題をも抱えていた。このため、商工省は生産統制が必要と考えたのである。

この綿工連が活動していく上では、既存の綿同連とで綿織物業界の意思決定を一本化しなければならなかった。この点について三輪常次郎は、「此の任期中特に印象に残って居るのは、（綿工連：筆者）創立及び創業時代における綿同聯との関係の調整並びに輸出検査問題である。一般に組合制度を大變改する場合は、新組合法を施行すると同時に旧組合法を廃止して、旧組合から新組合に組織変更する便法を設けられるのが通例であるが、工業組合法施行のときは、同業組合法には手を付けずその儘存続させたから茲に綿工聯と綿同聯とが対立抗争することを余儀なくされたのである。（下線：筆者）<sup>(8)</sup>」と回想している。つまり商工省は、綿工連や工業組合の設立を進めながら、既存の同業

---

(5) 初代組長は和田豊治が就任した。谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、15頁。

(6) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、16-17頁。

(7) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、66頁。

(8) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。

組合の整理には着手しなかった。そのため綿織物業界には、綿工連と綿同連が並立する事態が発生したのである。

しかし、この問題に対して商工省は積極的に関与しなかった。三輪常次郎は、「…商工当局の目算としては、綿織物に関する限り、綿工聯と綿同聯とを対立させ今後の行政指導によって、綿同聯の自然解消を予期したようである。(下線：筆者)<sup>(9)</sup>」という見通しを示した。つまり商工省は、綿工連と綿同連の対立を通じて綿同連の存在が形骸化することを想定した上で、綿工連への一本化を考えていた。しかし三輪常次郎は、この商工省の方針とは一線を画した。三輪常次郎は、「…少し長引いても円満なる平和手段によって、綿同聯から綿工聯への移行を実現させるより外ないと考え、先ず綿同聯幹部と懇談を遂げ、続いて商工当局の諒解や業界の納得もえ、ようやく両者は手を握って行くことに話が纏った…(下線：筆者)<sup>(10)</sup>」と回想しているように、綿同連と綿工連との対話によって穏便に融合させる路線をとったのである。

三輪常次郎は綿業の統制を進めるために、舞田寿三郎と連携して、綿同連との組織間調整を1931年の工業組合法の施行前におし進めた。三輪常次郎は、「大場平吉、舞田寿三郎と打合せて、商工省へ行く。…(中略：報告者)…産業合理化をやるには、組合の検査権が二つにてはダメだと話した。最低賃金の協定も、生産の制限も、組合法8条の応用も、検査が同連(=綿同連：筆者)と工連(=綿工連：筆者)と二つにては出来ぬ旨を話す。皆は得心した。(下線：筆者)<sup>(11)</sup>」というように、産地の製品検査や最低賃金、生産調整の決定は、このままでは実効性が不十分であると捉えていた。特に輸出検査について2つの機関が対立した状態で、製品検査証を発行することは、日本の輸出製品の信用を海外市場から損なう事態を招きかねないと考えていたからである。そのために、舞田寿三郎と交渉を重ねた。その際に三輪常次郎は、綿同連や商工省との調整役を担って、両団体の統合へ導いた。この三輪常次郎の融合路線に、舞田寿三郎は応じた。舞田は、「先ず、(政府は：筆者)綿同聯の持つ検査権を綿工聯に移さんとしたが、同聯は容易に応ずる事が出来なかったが、私は、業界の将来を思い、反対を押し切って工聯理事長に三輪、副理事長舞田、同聯組長舞田、副に三輪として両聯合会の実質的の併合により、綿工聯の基礎を築いた。(下線：筆者)<sup>(12)</sup>」と回想したように、綿工連と綿同連の融合を進めることで、両団体の対立を収束させた(図3)。その結果、1930年1月に両団体が事実上合併し、綿工連が綿織物業の代表団体へと結実したのである。<sup>(13)</sup>そして1931年に工業組合法が成立した際には、綿工連が産地の生産統制を行うことに法的な根拠が与えられることになった。<sup>(14)</sup>

(9) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。

(10) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。

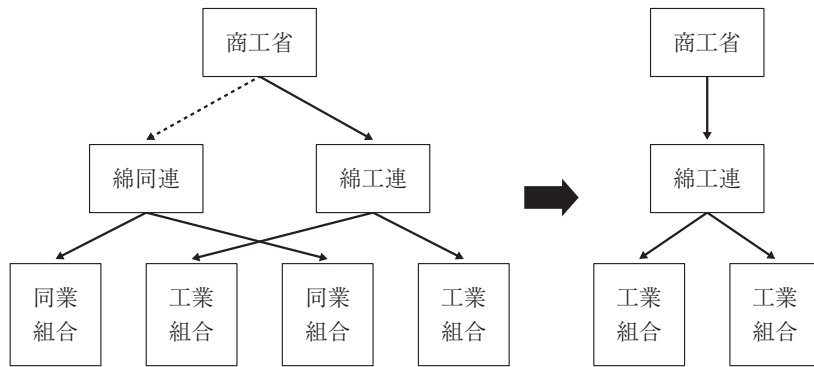
(11) 『興和百年史史料』、1930年3月5日。

(12) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、66頁。

(13) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。

(14) 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社、2001年、107-108頁。

図3 綿織物業をめぐる組織間関係の推移



出所) 筆者作成。

### 3 綿工連の活動

綿工連の活動は、綿織物業だけでなく綿業界全体に強い影響力を与えた。その内容は、紡績カルテルへの対応と産地の生産統制とで大きく2つに分かれた。まず、紡績カルテルへの対応は、紡連が不況対策として実施した操業短縮に対する撤廃・緩和要求が主たる課題となった。

1920年代後半から金融恐慌と昭和恐慌が相次いで綿業界の市況が悪化したために、紡連は第10次操業短縮そして第11次操業短縮を実施した。その結果、綿糸価格が高く維持され、産地機業家は、原料の20番手綿糸の確保に苦しむことになった<sup>(15)</sup>。それゆえ綿工連は、紡連との交渉を行い、操短率の緩和や中国綿糸関税の撤廃を要請した。その結果、紡連は綿工連や中小紡績の要求を容れて、自主的に操短率を緩和した<sup>(16)</sup>。

#### (1) 綿織物産地の生産統制

綿工連は、綿布の過剰生産の問題にも、主導権を発揮して解決に導いた。1920年代以降、縞三綾は播州地域を主力産地として成長していた。しかし、市場が蘭印に限定されていたために生産過剰が生じ、産地機業家の採算悪化が問題となった。そこで播州地域では、1928年9月以降に播州輸出織物販売同盟会を結成し、生産調節を行ったが効果はみられなかった。続いて1928年12月に関西や四国の生産組合を含めて縞三綾産地同盟会を結成したが、昭和恐慌に伴う綿糸価格の暴落や南洋方面への輸出不振で産地の苦境を脱することはできなかつた<sup>(17)</sup>。

商工省は、こうした綿織物業の苦境を解決するために、1930年6月に臨時産業合理局を設置して、縞三綾の全国的な生産統制に着手した。表1は、この統制に際して結成された輸出縞綿布工業改善

(15) 「縞三綾の原料に支那綿糸の輸入」『大阪毎日新聞』1931年1月24日。

(16) 橋口勝利「昭和恐慌と日本綿業——第11次操業短縮と服部商店」『社会経済史学』第82巻第3号、2016年。



表1 輸出縞綿布工業改善委員会のメンバー

役職	名前	所属・肩書
会長	山田 穆彦	前日本綿花副社長
委員	三輪常次郎	綿工連理事長
	舞田寿三郎	綿同連組長, 綿工連会長
	阿部 恵一	今治織物同業組合組長
	村上喜兵衛	播州織工業組合理事長
	稲岡猪之助	菅大輸出綿織物工業組合理事長
	藤本 順二	播州織第一工業組合理事長
	坂口 賢爾	泉南郡輸出縞綿布工業組合理事長
	酒井眞次郎	和歌山輸出織物工業組合理事長
幹事	近藤 有會	日本勸業銀行大阪支店長
	小島 新一	商工省工務課長
書記	大場 平吉	日本輸出綿織物工業組合連合会常務理事
	山本泰次郎	商工技手

資料)『神戸新聞』1930年7月20日。

委員会のメンバーの一覧である。これによれば、三輪常次郎や舞田寿三郎、大場平吉などの綿工連のメンバーに加えて、商工省工務課長の小島新一、そして今治や播州、泉南などの産地綿織物業の代表者が参加している。つまり、この生産統制は、商工省（産業合理局）、綿工連、産地の組合との協議で進んでいったのである。この綿織物の統制対象は、縞三綾に対して実施されたのち、綿縮、綿ネル、サロンと広がっていくことになった。

したがって綿工連は、紡連との交渉と綿織物産地の舵取り役を担うことで日本綿業を牽引することになった。それゆえ三輪常次郎は、綿工連を初代理事長として率いるだけでなく、綿同連と綿工連の調整という役割も担うことでその統制力の強化を図ったのである。

## 2 1930年代初頭の日本綿業と生産統制の実態

### 1 縞三綾の生産統制

#### (1) 主要産地と統制の焦点

縞三綾は先染加工綿布の一種で、日本の代表的な綿布製品として輸出され、インド、南洋、エジプトでシャツなどの衣料品に用いられた。日本製品は海外の嗜好に適合し、価格競争力が強かったため、海外の市場を独占するに至った。ただし縞三綾は、「大小各色各様の縞柄を按配し一口の注文

---

(17) 播州織工業組合『播州織三十周年小史』1959年、31-32頁。なお播州産地では、生産統制をめぐることは、産地有力者の村上喜兵衛と丸山万右衛門との路線対立があったため、効果が十分に発揮できなかったと考えられる。「播州織工業の現状と問題点」『神戸又新日報』1931年8月5日-11月12日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、750-752頁）。

表 2 縞三綾の主要生産地 (1929 年)

順位	府県	生産量	%
1	兵庫	82,221	48.7
2	大阪	37,677	22.3
3	愛媛	34,593	20.5
4	和歌山	12,731	7.5
5	徳島	750	0.4
6	三重	507	0.3
7	愛知	410	0.2
8	その他	17	0.0
合計		168,906	100.0

単位は、千ヤード。「%」は、小数第 2 位を四捨五入。

資料)『縞三綾及綿縮統制の話』商工省臨時産業合理局、昭和 6 年。

にも少なくとも五、六柄、多きは二、三十柄の柄合せをしなければならぬ関係上、紡績を兼営するような大工場組織の下に大量生産するには不適當であるため、今日迄は僅に一、二の例外を除けば、全部中小機業者の手に成つて来た。(下線：筆者)<sup>(18)</sup>とあるように、1 回の取引で多様な綿布を生産する必要があったため、大工場を有する紡織兼営企業が主力製品とするには適さなかった。それゆえ縞三綾は、織機台数 20~30 台規模の中小織布工場が担うことになった。<sup>(19)</sup>

表 2 は、1929 年における縞三綾の主要生産地を示したものである。これによれば、播州産地が位置する兵庫は 48.7% で第 1 位のシェアを占めていた。続いて大阪（泉南産地が存在）の 22.3%、愛媛（今治産地が存在）の 20.5%、和歌山の 7.5% を合わせると、ほぼ縞三綾の生産量のほとんどをカバーしていた。事実、当時の状況を記した『縞三綾及綿縮統制の話』にも、「…殊に生産の多いのは兵庫縣播州地方、愛媛縣今治地方、大阪府泉南郡地方、和歌山縣等であつて、これ等一府四縣で全國生産額の九十パーセントを占めて居る。(下線：筆者)<sup>(20)</sup>」と報告されており、これらの地域が縞三綾生産のほとんどを担っていたことは間違いない。

縞三綾の生産統制は、1930 年 7 月から本格的に議論された。まず縞三綾の生産量の総額は、『大阪毎日新聞』に、「その生産総額に対しては今後の市況の変化による需給関係をも考慮に入れねばならぬので、今暫らく形勢を觀望し、実施期たる十一月間際に至つて初めてこれを決定することゝなつてゐる<sup>(21)</sup>」と記されたように統制実施の直前まで市況を見極めて決定されることになった。その生

(18) 「帆に順風を孕む縞三綾工業 (一)」『大阪時事新報』1931 年 2 月 25 日-3 月 3 日。

(19) 「帆に順風を孕む縞三綾工業 (一)」『大阪時事新報』1931 年 2 月 25 日-3 月 3 日。

(20) 商工省臨時産業合理局『縞三綾及綿縮統制の話』、昭和 6 年、4 頁。

(21) 「縞三綾の生産統制」『大阪毎日新聞』1930 年 8 月 9 日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976 年、741-743 頁）。

産割当量は、原則的に過去 18 ヶ月間の生産実績が基準となって取り決められた。<sup>(22)</sup>

生産統制の運用方法については、綿工連の商議員が決定の権限を有した。『大阪毎日新聞』に、「しかしてその後（＝縞三綾の生産総量の決定後：筆者）は六ヵ月をもつて一期とし、数量上の変化に対しては、来る十五日（＝1930年8月15日：筆者）ごろに選任される商議員にこれが裁定の権限を附与し需給の調節を<sup>マ</sup>算るはずである（下線：筆者）<sup>(23)</sup>」と記されたように、商議員は生産量を調整することで、縞三綾の市場を安定させようとした。それゆえ商議員は、生産割当量の決定と統制違反者の取締りを厳格に行わねばならなかった。この統制が具体的にどう実行されたかについて、1930年に綿工連の商議員であった木原茂の回想によれば、「生産統制の方法は、二ヵ月の生産量をきめ毎月商議員会を開いて市況を検討し生産量を増減していった。割当量に相当する証紙を渡したが繰越し使用したりするものもあったので、三ヵ月毎に証紙の色を変えたりして違反を防止した（下線：筆者）<sup>(24)</sup>」とされている。つまり商議員は、毎月商議会で市況を議論した上で、2ヵ月分ごとに生産量を取り決めた。そして割当量に応じて機業家に証紙を発行し、3ヵ月ごとに証紙の色を変えることで、統制違反を防止し、生産総量を管理したのである。

しかしこの統制方法は、新規参入の産地には不利な条件だったため、各産地間の利害を一致させることは難しかった。加えてこの時期は新規創業の機業家が多く現れたため、各産地が生産割当量を遵守することは容易ではなかった。

## (2) 生産統制の実態

それでは縞三綾の生産統制の実態について図4を用いて検討していく。図4は、1930年11月（縞三綾の生産統制の開始期）から1933年3月までの期間において、縞三綾の生産割当量や検査合格高、価格や工費、そして綿布価格指数の推移を示したものである。まず縞三綾の価格は、生産統制の実施によって、「縞三綾の市價は統制実施前即ち昭和五年七月頃には一反二圓三十錢前後（工費四、五十錢）のものが統制実施と共に一躍一反二圓八十錢（工費六、七十錢）に奔騰し、極めて有利に推移した<sup>(25)</sup>」と、上昇傾向をみせたことが報告されている。ただし1931年9月は、満州事変とイギリス金本位制離脱の影響で価格が急落した。綿工連の『昭和6年度 事業報告書』によれば、「然ルニ九月日支ノ衝突ニ續イテ起リタル英國金本位制ノ停止ハ俄然世界經濟界ヲ攪亂シスターリングノ激落ニ依ル打擊ハ既約品ノ積止メ不祥事ヲ各所ニ生ゼシメ業界ハ混沌トシテ…（中略、下線：筆者）<sup>(26)</sup>」とあ

(22) 商工省臨時産業合理局『縞三綾及綿縮統制の話』、昭和6年、18頁。

(23) 「縞三綾の生産統制」『大阪毎日新聞』1930年8月9日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、741-743頁）。

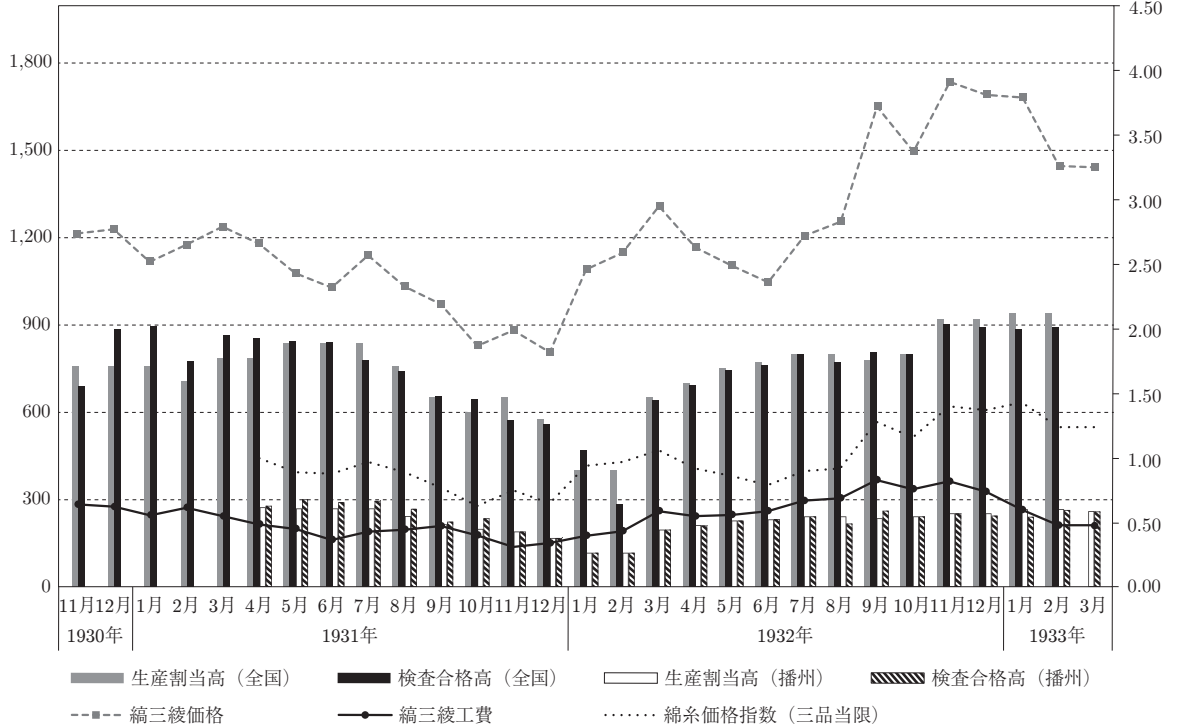
(24) 木原茂（今治商工会議所会頭・日本綿織物工業組合連合会理事）の回想。谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、74頁。

(25) 臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其の二』昭和7年、4頁。

図4 縞三綾の生産統制

単位：千反

単位：円



- 注1) 縞三綾の生産割当高と検査合格高は、輸出向けが対象。資料は、日本商工会議所『産業合理化 第九輯』昭和8年3月を参照。
- 注2) 縞三綾の1932年3月以降の生産割当高は、『播州織工業組合事業報告』を利用。
- 注3) 「綿糸価格指数」は、1930年4月を1としたときの指数。
- 注4) 「生産割当高(全国)」と「検査合格高(全国)」の1932年3月以降の数字は不明。
- 注5) 1932年1月と2月の「生産割当高(播州)」「検査合格高(播州)」は、2月分合算で表示されていたため、2で割って表示した。
- 注6) 単位は生産割当高と検査合格高は「反」。縞三綾の価格と工費は「円」。
- 資料) 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和六年度 財産目録 貸借対照表 剰余金処分書 事業報告書』。  
 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和七年度 財産目録 貸借対照表 剰余金処分書 事業報告書』。  
 臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其の二』昭和7年4月。  
 日本商工会議所『産業合理化 第九輯』昭和8年。  
 『昭和六年度播州織工業組合事業報告』。  
 『昭和七年度播州織工業組合事業報告』。

るように、世界経済の変動が日本綿業を混乱に陥れた。しかし1932年1月以降は、その状況は急速に改善に向かった。その要因は、「然るにこの間に於ける聯合會の生産調節宜しきを得たこと、我國金輸出再禁止後相當時日を経過して爲替も漸く安定したこと、に依つて昭和七年一月下旬より好轉の曙光見え、二月末には一反三圓臺(工費六十錢臺)を現出し、業界は再び活況を呈するに至り、

(26) 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和六年度 財産目録 貸借対照表 剰余金処分書 事業報告書』、85頁。

前途は漸く多望となつて來た。<sup>(27)</sup>（下線：筆者）と総括されたように、綿工連の生産統制が機能したことに加えて、国際通貨の安定が縞三綾の産業の活性化をもたらしたからであった。

縞三綾の商況の好転は、産地機業家の経営も改善させることになった。機業家の収益と製品価格をみると、1932年には製品価格が急速に上昇し始め、工費（市価から原糸代を差し引いた残額）<sup>(28)</sup>は微増傾向を示した。この要因については『昭和7年度 事業報告書』に、「然ルニ縞三綾ニ於テハ原絲ノ下落ハ却ツテ採算ヲ良好ナラシメインフレーション政策ニ伴ヒ爲替相場ノ低落スルヤ海外ヨリ入注殺到シ八月（＝1932年8月：筆者）割當額八十萬反ト決定シタルモ尚品不足ヲ來シ工費ハ益々上騰シテ七十錢臺ヨリ一躍九十錢臺ニ及ビ産地ハ手持品ノ値上リト工費ノ暴騰ニテ稀ニ見ル活況ヲ呈シ…（＝、下線：筆者）<sup>(29)</sup>」と報告されている。つまり縞三綾は、原料綿糸の価格下落に加えて、日本政府の低為替政策の実施によって綿布輸出が急速に拡大したために、産地の機業家の採算が好転していったのである。

縞三綾の生産統制の実態は、どのようになっていたのだろうか。生産割当量とその実績から検討する。まず、縞三綾価格と生産割当高（全国）の関係を確認すると、概ね連動している。しかしながら、生産割当高（全国）と検査合格高（全国）とを比較すると、1930年-1931年の間ではズレが生じ、1932年から数値が一致していく。つまり、1930年-1931年の間では、縞三綾の統制が十分に及ばず、1932年から次第に統制が機能するようになった。これと同様の傾向は、主要産地の播州の統制の実態からも確認できる。1930年-1931年の間では、検査合格高（播州）が生産割当高（播州）を上回っていたことから、播州が縞三綾の生産統制を遵守したとは言い難い。しかし1932年になると、生産割当高（播州）と検査合格高（播州）がほぼ一致するようになったことから、生産統制は播州にも浸透したと評価できる。つまり縞三綾の生産統制は、播州など主力産地の動向と極めて強い関係性を持っていたと考えられるのである。

それではこの生産統制は、どのようにして機能するようになったのであろうか。商工省・綿工連・産地の活動に着目しながら次項で具体的に検討する。

## 2 生産統制と綿工連

主要産地の生産統制を担った綿工連は、統制部を設置して全国の産地を工業組合単位で統括した。生産統制の方法については、各産地の生産割当量や販売業者、そして統制に関する費用などの重要事項は、統制部の商議委員会で取り決められた。この生産割当量を超過して生産した場合には、1反

---

(27) 臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其の二』昭和7年、4頁。

(28) 『西脇市史』西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、761頁。

(29) 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和七年度 財産目録 貸借対照表 剰餘金處分書 事業報告書』、87頁。

につき 10 銭から 20 銭の追加徴収が課された<sup>(30)</sup>。そして組合員の製品は、すべて統制部の共同販売所を経て販売されることになった。綿工連の運営費は、組合員の機業家に統制費（1 反につき 2 銭）を徴収することで充当した。

しかし、この綿工連の生産統制は、統制方法の不備から産地の不満が高まっただけでなく、産地間や各機業家の利害対立、そして粗悪品の横行など、実施直後からいくつもの難題に直面することになった。それゆえ綿工連理事長の三輪常次郎は、「商工省－綿工連－産地」間の利害調整を図りながら、綿業界の再編に取り組みねばならなかった。表 3 は、縞三綾の生産統制をめぐる各主体間の交渉過程を整理したものである。この経過に沿って統制の実態を解明していきたい。

#### (1) 生産統制の開始（1930 年 11 月－1931 年 2 月）

縞三綾の生産統制は、1930 年 11 月に生産割当量を 755,841 反とすることで始まった。この数値は、『大阪時事新報』に、「従來の生産高に比し約二割の増加である<sup>(31)</sup>」と記されたように、これまでの生産実績より高めの生産割当量であった。このため、1930 年 11 月の実際の生産量（検査合格高）は 689,893 反にとどまり割当残が生じた。しかし 1930 年 12 月になると、一転して超過生産が生じた。これは、生産調整によって市場が安定したことで縞三綾の取引が活発化し、織布業者の工賃と利益も良好だったことで生産量が増大したためであった<sup>(32)</sup>。

縞三綾の活況を背景に、播州産地は三輪常次郎に生産割当量の増大を要請した。1931 年 12 月 4 日の三輪常次郎の記録には、播州産地の要請に応じたことが明記されている。「縞三綾共同販売所へ行く。この頃播州の連中が 60 名ほど乗り込んで来たという。小生（＝三輪常次郎：筆者）は、外の織物は大損なるに縞三綾だけ高くて利益ある為に（中略：筆者）それであるから、毎月 70 万反の生産を 100 万反にせよと、明日力むと話した。（下線：筆者）<sup>(33)</sup>」。三輪常次郎は、縞三綾が他の製品に比べて利益が見込めると見通した上で、1931 年 3 月の生産割当量を 70 万反から 100 万反に増大させることを決断した。翌 12 月 5 日の記録に、「縞三綾共同販売所で商議員会。小生（＝三輪常次郎：筆者）の 100 万反には皆驚いた。結局 3 月は 78 万反に決定。これは余り早く決めすぎた。（下線：筆者）<sup>(34)</sup>」と記されているように、三輪常次郎は、実際に縞三綾の生産割当量を 100 万反にするという大胆な提案を商議員会に対して行った。この提案は商議員会に受け入れられて、1931 年 2 月は約 70 万反、同年 3 月は約 78 万反と生産割当量は次第に増大した。その一方で商議員会は、1931 年 3 月以降については、①生産実績額の 1 割以上の超過生産を認めないこと、② 1 割以内の超過生産に対

(30) 「帆に順風を孕む縞三綾工業（一）」『大阪時事新報』1931 年 2 月 25 日－3 月 3 日。

(31) 「帆に順風を孕む縞三綾工業（一）」『大阪時事新報』1931 年 2 月 25 日－3 月 3 日。

(32) 「帆に順風を孕む縞三綾工業（一）」『大阪時事新報』1931 年 2 月 25 日－3 月 3 日。

(33) 『興和百年史史料』、1930 年 12 月 4 日。

(34) 『興和百年史史料』、1930 年 12 月 5 日。

表 3 縞三綾の生産統制をめぐる経過

年	月	日	機関・組合	主な内容	対象の産地
1930	6			6, 7 月から休業。	泉南・泉北・遠州・青梅・両毛・尾州
	7		産業合理局	縞三綾の産業統制への具体策協議。	和歌山・泉州・播州・伊予等
	25		商工省	輸出縞綿布工業改善委員会を新設・第一回会合実施。	
	2		商工省臨時産業合理局	輸出縞綿布工業改善委員会は、縞綿布統制要項決定。	
	8	10	産業合理局	各組合の割当比率の基礎を決める（過去 1 年半の生産量）。	
12	2	縞三綾生産者	生産者本位の統制不備・生産割当の不公平・共同販売の不備・統制費が高い。		
1931	1			統制が生きて縞三綾活況。	播州
			縞三綾生産者	中国糸輸入目的に保税工場設置運動。	
	2			統制の効果で縞三綾は活況。	播州
	4	23	綿工連・縞三綾商議員会	綿糸輸入関税撤廃・保税工場許可を井上蔵相に陳情。	
	5		播州	縞三綾統制に批判。粗悪品の発生が原因。	
			播州	増産のため縞三綾市場悪化・工賃下落。	
	5		縞三綾商議員会	6, 7 月の縞三綾生産量決定。	
	6		綿縮生産統制部	生産額決定できず。	
	7		全国縞三綾製造者大会	手数料の減額・超過料金の割り戻し・8 月の生産割当量の大幅減少。	播州・泉南・泉北・大和・和歌山・伊予
	16		泉南輸出縞綿布工業組合員	舞田寿三郎・三輪常次郎と会談。 （統制首脳部の改選・統制費軽減要求・播州との不公平について）。	泉南
	7	20	綿工連・理事長会議	統制改革案（商議員増員・統制手数料の引下げ・超過生産の廃止・強制販売の実施）を提出。 小島新一工務局長が「統制存続の可否」を産地へ問いかけた。	
	28		播州織工業組合	「統制存続の可否」を議論するがまとまらず。ただし、統制改革は要求。	播州
			播州・遠州両サロン組合	輸出綿サロンの生産統制を要望。	
	5		綿工連・理事長会議	縞三綾の統制方法を協議。合意事項は、①毎月の理事長会議の開催、②小委員会での統制原案の作成、③小委員会メンバーに有力産地が加入すること、④理事長会議で最終決定すること。	縞三綾の 13 産地
	8	14	縞三綾改善小委員会（綿工連）	更正統制要綱決定。合意事項は、①毎月の理事長会議開催、②小委員会に有力産地が加入し統制原案の作成、③割当超過を認めない、④強制仲介の実施。	産地代表 6 名
		縞三綾業者	紡連との中国糸をめぐる対立再燃気配。		
9	9	商工省・縞三綾生産地組合理事長会議	更正統制要綱決定。 8 月 14 日の案の通り。ただし、強制仲介は除外例あり。		
11	4		播州・泉州が、生産割当や強制仲介に反対意見を述べる。		
12		綿工連	縞三綾の輸出不振のため統制難に。 東播州がサロンへの製品転換を模索。		
1932	1	13	商工省	縞三綾統制を悲観。	
		23	三輪常次郎	播州の稲岡に、商工省の統制見直しの意向と、三輪の統制改革案を伝える。	播州
		2		統制の効果で縞三綾の輸出が増加。	

資料) 『大阪朝日新聞』『大阪毎日新聞』『神戸又新日報』『大阪時事新報』。  
『興和百年史資料』。  
西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所, 1976 年。

しても、1反につき10銭を課すことを取り決めることによって生産統制を厳格にした。<sup>(35)</sup>

この結果、1931年3月以降、縞三綾の超過生産は減少に向かい始めた。実際に1930年12月の超過生産が約13万反、1931年1月では約14万反だったものの、1931年2月は約7万反、3月は約8万反、4月は約7万反と減少しはじめ、5月には1万反を割り込んで約9,000反となった。つまり綿工連の生産統制は、次第に効果を発揮していたのである。

## (2) 品質問題の発生（1931年5月）

1931年5月になると、綿工連は品質管理の問題に直面した。5月22日の『大阪時事新報』には、「最近縞三綾は増産と濫賣により市場は著しく悪化し工賃の如きも昨年<sup>(36)</sup>の最悪時代と同一程度にまで下落し製造業者を始め職工等も非常なる苦境に陥つてゐる（下線：筆者）」と報じられた。つまり、縞三綾の生産量増大と販売方法の乱れが原因で、縞三綾の製品価格の下落が続き、産地は苦境に陥っていたのである。特に縞三綾の主力市場のインドネシアでは、縞三綾の模造品の出現が深刻な問題となった。この事態を憂慮したスラバヤの日本商品陳列館は、神戸商工会議所に対して、<製品検査外の縞三綾>と<縞三綾に類似した粗悪品>が流通しているため、縞三綾の生産統制が破綻の危機に瀕していると伝えた。<sup>(37)</sup>

そのため商工省と綿工連は、この粗製問題の対処に乗り出した。三輪常次郎の記録（5月8日）には、「大場平吉より電話にて縞三綾の品が悪い為に、商工省よりと綿工連より技師が産地へ出張して取り調べたる所、粗悪が多いために吉野信次局長が大立腹して小島新一工務課長にも叱言を言うた由にて、11日（=5月11日：筆者）に縞三綾主産地の理事長会議と商議員会を開くことにする。吉野信次局長は御前講義をしたり、大蔵大臣井上氏より播州は品質が悪い話を聞かされたりして困ったらしいと言う。（下線：筆者）」<sup>(38)</sup>とあるように、商工省の吉野信次は粗悪品の原因が播州などの産地にあることを問題視して、統制の徹底を強く指示した。その上で、吉野信次は5月11日に商議員会を急遽開催し、品質改善の方針を商議員メンバーに共有させた。三輪常次郎は、「吉野信次氏より品質に付きこんこんとお話しありて、播州一人が責められた。即時改良することで解決せり。（中略：筆者）商議員縞三綾のもの一同は吉野信次局長を訪問して大いに謝罪した。木原（=木原茂：筆者）、堀田、舞田寿三郎、小生で色々と播州のことで話し合った。（下線：筆者）」<sup>(39)</sup>と、特に主力産地の播州の品質改良が優先して取り上げられたことを記した。結局、綿工連は生産割当量を調整することで事態の解決を図った。三輪常次郎は、5月20日の商議員会の決定を次のように記録した。「縞三綾

(35) 「帆に順風を孕む縞三綾工業（一）」『大阪時事新報』1931年2月25日-3月3日。

(36) 「縞三綾統制に非難と不満」『大阪時事新報』1931年5月22日。

(37) 「縞三綾統制ぶりに内外から大反対」『神戸又新日報』1931年5月19日。

(38) 『興和百年史史料』、1931年5月8日。

(39) 『興和百年史史料』、1931年5月11日。



の商議員会にてこれも大分揉めたが結局は8月は75万反とすることに決定した。随分揉めて遅くなるであろうとの見込みの所都合よく話ができて結構であった。(下線：筆者)<sup>(40)</sup>。つまり商議員会は、8月の生産割当量について議論を重ね、従来の83万反の方針から75万反へと減少することで生産量を調整し製品価格の上昇を図ることで一致した。<sup>(41)</sup>三輪常次郎は、この品質問題への解決策について、速やかに商議員会の意思統一をみたことで事態が改善に向かうと考えたのである。

### (3) 生産統制への反発（1931年6月-7月）

1931年6月になると、生産統制への不満から産地は激しく抗議活動を行うようになった。<sup>(42)</sup>特に播州産地では、生産統制が開始されたにもかかわらず、縞三綾の製品価格の下落は止まらず、生産割当量の不公平が発生していた。加えて統制部への統制費の支払いは、各機業家の経営を苦しめることにつながって、産地の個々の競争力が弱まったことも不満に拍車をかけた。<sup>(43)</sup>そこで6月7日、大阪実業会にて全国縞三綾製造業者大会が開催され、播州・泉南・泉北・大和・和歌山・伊予の各組合員二百数十名が参加した。この大会では、政府の統制方法の改善に向けた6つの要求を全会一致で決議した。その6項目の内容は、以下の通りであった。<sup>(44)</sup>

#### ① 經由手数料

30ヤード1反につき手数料を2銭から5厘へと変更する。

#### ② 各組合の生産割当量

各組合の割当量の既得権利は、統制の実施期間中は保証される。

#### ③ 商議員会

商議員会の会議は所属工業組合員に公開すること。

#### ④ 生産超過の料金

生産超過で生じた料金は、各組合の生産額に按分して割戻すこと。

#### ⑤ 生産割当量

市価の向上を図るため、1931年8月の生産額を極度に減らすこと。

#### ⑥ 生産統制の運営

不況を招来したのは統制方法に不備があったためであるから、速やかに改善すること。

---

(40) 『興和百年史史料』、1931年5月20日。

(41) 「縞三綾統制ぶりに内外から大反対」『神戸又新日報』1931年5月19日。

(42) 播州織工業組合『播州織工業組合沿革史』1940年、55-56頁。

(43) 「播州織工業の現状と問題点」『神戸又新日報』1931年8月5日-11月12日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、755頁）。

(44) 「縞三綾統制批判業者の全国大会」『新播磨』1931年6月14日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、748-750頁）。

産地は、統制手数料の引き下げを要求することでコスト削減を図り (①)、商議委員会の公開を求めることで統制の決定プロセスを把握しようとした (②)。加えて生産統制については、8月の生産割当量の極度な引締めを要求した (⑤)。これらの項目を合わせて考えれば、産地は商工省と綿工連の生産統制の実施自体に反対していたのではなかった。産地は、縞三綾の販売不振を打開して製品価格を回復させるために、生産統制の運営方法の改善を求めていたのである (⑥)。このため三輪常次郎は、綿工連理事長として、<商工省の吉野信次の意向>と、<産地の要請>に答えながら統制組織を再構築しなければならなかった。

続いて1931年7月、泉南産地が大阪の綿工連統制部にて直接交渉を行い、生産統制の改革を迫った。泉南産地は、製品検査方法が播州に比べて不公平であることや統制料の負担を問題視していたからである。三輪常次郎は、7月16日の記録で「小生 (= 三輪常次郎) は縞三綾の泉南のもの8名が面会を求めてきた。本部 (= 綿工連統制本部：筆者) が金を使うとか、統制料を5厘にせよとか、<sup>(45)</sup>商議会を増加せよとか言う。(下線：筆者)<sup>(46)</sup>」と深刻な事態を記した。つまり泉南産地は、綿工連の運営改善、統制費の引下げ、商議委員会構成員の増員を求めていた。この要求は、7月20日に大阪で開催された工業組合連合会理事長会議で統制改革案として提案されたことで、商工省へ伝わることになった。具体的な内容は、以下の5項目であった。

- ①商議員増員の件
- ②一反当りの統制費を五厘に引下げる件
- ③超過生産廃止の件
- ④生産工程を引下げコストの低下をはかる件
- ⑤将来強制販売を実施するか否かの件

つまり縞三綾の主力産地は、これまでの商工省及び綿工連の統制方法の改善を、各産地の総意として要求したのである。<sup>(47)</sup>しかし、この要求に対して商工省は強硬な対応を示した。商工省工務課長の小島新一は、突如、「当業者は今後統制を存続する意志ありや否や」<sup>(48)</sup>と各組合理事長に対して統制の存廃についての決断を工業組合構成員に要求したのである。このため、この場では統制改革案の審議は行われなかった。この後、播州織工業組合は、7月28日に兵庫県西脇で全組合員大会を開き、

---

(45) 「縞三綾統制に不満の聲起る」『中外商業新報』1931年7月18日。

(46) 『興和百年史史料』、1930年7月16日。

(47) 「播州織工業の現状と問題点」『神戸又新日報』1931年8月5日-11月12日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、755-756頁）。

(48) 「播州織工業の現状と問題点」『神戸又新日報』1931年8月5日-11月12日（西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、755-757頁）。

村上喜兵衛理事長が統制存廃の意思確認を産地の機業家に行った。しかし、統制支持派と反統制派の意見は分かれてしまったために、結局意見はまとまらなかった。<sup>(49)</sup>

三輪常次郎は、綿工連理事長としてこの事態の收拾に奔走することになった。しかし、泉南と播州の相次ぐ激しい陳情に、7月17日、「舞田壽三郎統制部長と相談して、綿三ツ綾もこの位騒がれてはとてもたまらんに付き、もう統制を止めては如何と相談した。(下線：筆者)<sup>(50)</sup>」と綿三綾の統制の継続を不安視し、舞田壽三郎に打ち明けた。この三輪常次郎の意向を知った稲岡猪之助(菅大輸出綿織物工業組合理事長)は、生産統制が存続するための条件を三輪に直接確認した。三輪常次郎は、7月26日に、「稲岡菅大理事長が来た。綿三ツ綾統制を余りに騒ぐから(生産統制を：筆者)止めると(三輪常次郎が：筆者)言うたに対し、実際の考えを聞きに来た。小生(=三輪常次郎：筆者)は皆纏まれば(綿三綾の統制を：筆者)引き続きやってもよいと話した。(下線：筆者)<sup>(51)</sup>」と記録しているように、この統制事業を継続するためには、産地の意思統一が必要であることを稲岡に伝えた。

この事態に商工省は、一貫して強硬手段を取った。三輪常次郎の7月29日の記録によれば、「舞田壽三郎より、綿三綾統制に付き吉野信次工務局長は非常に固い決心で、反対するものに解散命ずるという意見らしい。播州あたりも無条件統制の賛成が多くなる模様であるとのこと。(下線：筆者)<sup>(52)</sup>」とされている。つまり商工省は、統制を維持するために各産地の意思統一を促すことを重視したのである。

#### (4) 統制組織の再編(1931年8月)

商工省は、この綿三綾統制を存続させるために、商工省工務局全体として取り組んだ。<sup>(53)</sup>吉野信次は、8月1日に三輪常次郎へ統制問題について自分の意向を伝えた。<sup>(54)</sup>これを受けて三輪常次郎は、8月5日、綿三綾の各生産地(13の産地)の理事長と各府県の商工課長を大阪へ招集し、理事長会議を開催した。三輪常次郎は、この理事長会議の議長として参加し、綿三綾の統制の存廃とその統制方法について議論することで事態の收拾を図った。

三輪常次郎は、この会議直前の8月2日に舞田壽三郎と面会し、今回の事態の対応策を協議した。まず今回の統制問題については、「播州の組合内のモメが問題のもとなること。泉南は加藤太郎が謝罪に来ること。<sup>(55)</sup>」と播州産地の内紛と泉南産地の加藤太郎の動向が原因であったととらえた。そこで

---

(49) 「播州織工業の現状と問題点」『神戸又新日報』1931年8月5日-11月12日(西脇市史編纂委員会編『西脇市史 史料編』西脇市役所、1976年、755-757頁)。

(50) 『興和百年史史料』、1931年7月17日。

(51) 『興和百年史史料』、1931年7月26日。

(52) 『興和百年史史料』、1931年7月29日。

(53) 『興和百年史史料』、1931年8月3日。

(54) 『興和百年史史料』、1931年8月1日。

(55) 『興和百年史史料』、1931年8月2日。

三輪常次郎は、8月3日の記録に、「小生も組合を単位としてのことなれば個人個人に相手にはならぬことにしたい。」と述べたように、綿工連としては、各地域との交渉にあたっては、個人ではなく工業組合のみを交渉対象に一本化することで、綿工連と各産地との交渉関係のあり方を明確にした。その上で、「5日（＝8月5日：筆者）の会議には穏やかに小生が各組合の意見を聞いて小委員会で案を造って東京にて理事長会議を開くことに片づけたいとのこと。<sup>(56)</sup>（下線：筆者）」という解決案を示した。つまり三輪常次郎は、＜綿工連内部の小委員会が各産地の利害を汲んだ統制改革案を作成＞し、＜商工省を交えた東京での理事長会議で決定する＞という新たな統制運営の体制を構築することで解決を目指した。

8月5日の理事長会議では、三輪常次郎は各産地の統制存廃への意思を確認し、その要求を受け入れて以下の点を取り決めた。すなわち、①毎月に理事長会議を開催する、②小委員会にて原案を作成する（毎月9日）、③綿工連と商工省が立ち会って案を練る（毎月14日・東京）、④理事長会議で決定（毎月20日実施）することになった。この小委員会は、今治の木原、播州の稲岡や村上ら6名で構成されたので、各産地の利害が反映されるようになった。<sup>(57)</sup>つまり縞三綾の統制は、主要産地の理事長が意思決定の当事者として責任をもって関与する体制を構築することで決着した。<sup>(58)</sup>これは、三輪常次郎が構想した新たな統制体制であった。

この後の8月14日、東京にて縞三綾統制に関する改善小委員会が開かれた。この会議で三輪常次郎は、縞三綾統制の改革案の作成に向けて議論した。参加者は、商工省の小島新一、有力産地の理事長に加えて、愛知・大阪・愛媛などの県当局者であった。<sup>(59)</sup>この改革案をめぐっては、産地間や綿工連とで激しい対立が生じたが、三輪常次郎が議論をとりまとめ、縞三綾の更正統制要綱が決定した。その内容は、以下の4項目であった。<sup>(60)</sup>

#### ①生産割当

割当量の超過を絶対に認めない。ただし、割当量が1万反未満の組合は、その1割を限度として超過生産を認める。ただし、30ヤード1反につき10銭の超過金を課す。

---

(56) 『興和百年史史料』、1931年8月2日。

(57) 『興和百年史史料』、1931年8月5日。

(58) 播州織工業組合『播州織工業組合沿革史』1940年、55-57頁。

(59) 三輪常次郎のこの日の記録には、「(前略：筆者) なかなか問題もあり、酒井と木原と喧嘩を始める。綿工連の委員との間に問題が起こる。結局小生の案にて仲裁が出来て、漸く解決することになる。一時は大分に険悪であった。(下線：筆者)」と記された。『興和百年史史料』、1931年8月14日。

(60) 「縞三綾の更正統制要綱」『大阪朝日新聞』1931年8月15日。

## ②商議員会

各産地の理事長あるいはその推薦人から構成される。商議員会は毎月1回開催。

## ③經由手数料

手数料は従来通りとする。組合持ち分の積立は7厘、組合の補助金は5厘とする。積立金は決算後、前々年分を払い戻す。

## ④強制仲介

綿三綾は、すべて強制仲介を実施する。これにともなって、金融上の便宜を商工省と綿工連が講究する。

綿工連は、統制手数料を従来通りとしたものの、商議員に各産地の理事長や推薦人を加え、商議員会を毎月1回開催することで、産地の利害を汲む組織体制を整えた。その上で綿工連は、超過生産を認めず強制仲介を実施することを通じて、綿三綾の生産統制を強化した。その一方で割当量が1万反以下の産地のみ超過生産を認めることで、新規参入への余地を残した。<sup>(61)</sup>

## (5) 生産統制の強化——強制仲介の実施（1931年9月-12月）

1931年9月の満州事変とイギリスの金本位制離脱は、綿三綾の輸出に大きな打撃を与えた。『神戸新聞』（1931年12月3日）に、「綿三綾は純然たる輸出向製品だけに各國の關稅引上げとポンド下落はもつとも手痛く影響を受くべき立場にあり（下線：筆者）」と報じられたように、輸出市場を主な販売先としていた綿三綾にとっては、この国際市場の混乱は深刻な打撃であった。この業界の危機を乗り切るために、綿工連は生産統制をいっそう強化しなければならなかった。このため綿工連は、1931年11月4日の綿三綾生産地組合理事長会議で、翌12月の生産割当量について議論した。三輪常次郎の記録では、「商工省会議室の綿三綾生産組合理事長会に出席す。…（中略：筆者）…割当問題にて播織新理事長高瀬が65万反切れては承知出来ぬとて大いに力みかえるため、少しも議事進まず、結局理事長（=三輪常次郎：筆者）一任となりて（57万5,000反とする考え）、泉州の進藤が強制仲介は止めるがよいと言うから、またまた問題となる（下線：筆者）<sup>(62)</sup>と、生産統制をめぐる議論の紛糾が問題視された。つまり播州産地の新理事長・高瀬は、綿三綾の生産割当量の減少に不満を示したために、意思統一には至らなかった。そのため、綿工連理事長の三輪常次郎の意向で生産割当量が決定されることとなった。そこで三輪常次郎は、12月の生産割当量を65万反から57万5,000反への縮小を提案した。結局、綿工連は、三輪常次郎の提案通り、12月分の生産割当量を

---

(61) 「綿三綾の更正統制要綱」『大阪朝日新聞』1931年8月15日。

(62) 「綿三綾益々統制難」『神戸新聞』1931年12月3日。

(63) 『興和百年史史料』、1931年11月4日。

57万5,000反とし、さらに1932年の1月分と2月分を合わせて80万反に縮小するという極度な生産統制を行うことで需給の調整を図った。<sup>(64)</sup>

この綿工連の生産統制案の決定後の11月24日、泉南郡縞綿布工業組合は臨時総会を開いて綿業界の不況対策を議論した。この議論の内容は、翌11月25日の『大阪毎日新聞』に、「生産統制部(=綿工連統制部：筆者)は、月當り生産品を六十五萬反としてゐるのは時節を知らぬ無謀なやり方で、統制の運用を誤るも甚だしいとて統制部に對し組合から明年(=1932年：筆者)一、二月を通じて六十萬反に減率すべしとの要求をなすほか、證紙料の値下をも要求することを申し合わせ(以下略、<sup>(65)</sup>下線：筆者)」と記された。つまり泉南産地は綿工連の生産統制の厳格化を訴えた。それゆえ、1931年1月分と2月分の生産割当量を合わせて60万反へといっそう縮小することを要求したのである。

しかし、この生産統制も有効な成果をあげることはできなかった。『神戸新聞』(1931年12月3日)には、「日本輸出綿織物工業組合聯合會の統制種目たる縞三綾綿縮綿ネルは日支紛争イギリス金本位制停止以來生産割當數量を減じ操短を繼續して居るが時局の急速な好轉は期待出來ない趨勢にあり地方機業家の疲弊は深刻化するばかりで統制の危機が漸次濃厚となつて(下線：筆者)<sup>(66)</sup>」と苦しい状況が報じられた。つまり綿工連や主力産地は、生産割当量を縮小し操業短縮を繼續させたものの、この未曾有の不況下では十分な効果をみせず、産地の苦境は深刻化していったのである。

#### (6) 景気回復と生産統制の再編(1932年1月-2月)

1932年1月に入ると、満州事変の混乱や為替問題がやや落ち着いたことで、縞三綾の商況は好転し、産地は息を吹き返すことになった。1932年1月6日の『大阪毎日新聞』は、「泉南郡縞綿布三綾業界は爲替相場安と錦州入城による満洲事變一段落の好材料のほかに支那長江一帯が下級綿布品の品不足を生じてゐること、それに加えて外國の商人間に値あがりを豫想して多少ともストックしようとする氣配が起つてゐることなどが手傳つて舊臘から新春にかけて好轉し同郡(=泉南郡：筆者)<sup>(67)</sup>縞綿布組合管内の八十餘工場は漸次活況を呈し(下線：筆者)」と報じたように、泉南産地の縞三綾生産は勢いを取り戻すことになった。

一方、播州産地では、縞三綾の販売不振を受けて主力製品の轉換に乗り出した。『神戸又新日報』

---

(64) 臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其の二』によれば、この不況への対応として、1931年9月の生産割当量を65万反に制限し(同年8月は75万5,842反)、翌10月も60万反に減少させた上に自由操短・受渡整理などを実施し、生産統制を強化させたと記述している(臨時産業合理局『産業の統制に関する資料 其の二』昭和7年、2頁。)。しかし、この1931年9月の割当量の決定時期については、誤りであると考えられる。本論で述べたように、1931年9月の割当生産量は、1931年6月の綿工連商議会ですでに決定していたからである。『興和百年史資料』、1931年6月24日。

(65) 「生産減率などを統制部へ要求」『大阪毎日新聞』1931年11月25日。

(66) 「縞三綾益々統制難」『神戸新聞』1931年12月3日。

(67) 「新春早々——朗らかな景氣」『大阪毎日新聞』1932年1月6日。

(1932年1月31日)では、主力製品が縞三綾に特化した播州産地の構造的問題を解消するために、工場試験場西脇分工場の吉田多郎は新製品としてサロンの有望性に着眼し、さらにゼファーもトルコを中心に市場開拓の可能性が大きいことを報告した。その結果、「未だに赤字に悩める播州の縞三綾業者一般に轉機と生産制限の割宛て減による空機の利用に努めてゐる。<sup>(68)</sup>」と『神戸又新日報』に報じられたように、播州の機業家のなかで、縞三綾からサロン、ゼファーへと製品転換を模索する動きがみられるようになった。

縞三綾の商況の好転、播州産地の主力製品の転換、そして泉南産地の縞三綾の生産増大という事態を受けて、綿工連はこれまでの生産量の制限路線の転換に迫られることになった。そのため、1932年3月の生産割当量の議論の際には、生産割当量の拡大に加えて、統制方法についても議論された。

三輪常次郎は、1932年1月9日の記録に、「会議で、強制仲介はせぬことに決定す<sup>(69)</sup>」と記したように、綿工連は強制仲介を実施しない方針をとることとした。三輪常次郎は、この決定を受けて吉野信次に、生産統制の方針転換について打ち明けた。1月13日の記録には、「(三輪常次郎は：筆者)吉野信次新事務次官に面会した。しかして縞三綾の統制の壊れることを話した。止むを得ぬ時は、壊すことはよいと言う。(下線：筆者)<sup>(70)</sup>」とあるように、吉野信次(1931年商工省事務次官)も三輪常次郎の方針に応じた。これを機に三輪常次郎は、綿工連の組織改革を行い、体制の簡素化を図った。具体的な内容について三輪常次郎の記録には、「小生(=三輪常次郎：筆者)は経費を切り詰めて、事務所を一室にして、統制部は止めにして、2厘くらいでやること。これも舞田寿三郎排斥になること。決算につき役員の報酬を質問すること。今後は1000円くらいにしてもらいたいと希望をさせることを話合う。(下線：筆者)<sup>(71)</sup>」とある。つまり三輪常次郎は、縞三綾の生産・販売の見通しが明るくなった状況を見て、綿工連の統制を緩和したのである。

したがってこの生産統制の危機は、縞三綾の海外輸出が急速に回復することで解決に向かった。1932年6月12日の『大阪毎日新聞』に、「綿製品の海外輸出は爲替安と製品自體の値下がりによつて比較的好調に行はれてゐるが、特に輸出綿織物工業組合聯合會の統制品たる縞三綾の輸出状況は極めて良好である。(中略：筆者)一昨年十一月統制實施以來の最高記録で(下線：筆者)<sup>(72)</sup>」と報じられたように、対外為替の低落が日本の綿製品の価格競争力をいっそう高めて輸出量は最高記録を示すことになった。加えて、「昨年中(=1931年：筆者)に於ける右(=縞三綾：筆者)輸出増加はその統制の効果の現はれと見られてゐるが、更に注意すべきはその輸出先アフリカを中心とする所謂新

---

(68) 「空機を利用して有望な「ゼファー」生産」『神戸又新日報』1932年1月31日。

(69) 『興和百年史史料』、1932年1月9日。

(70) 『興和百年史史料』、1932年1月13日。

(71) 『興和百年史史料』、1932年1月23日。

(72) 「縞三綾の記録的輸出」『大阪毎日新聞』1932年6月12日。

市場が多い点である（下線：筆者）<sup>(73)</sup>と、綿工連の生産統制が功を奏したこと、英領インドや蘭領インドに加えてアフリカ市場という新市場を開拓していったことも、縞三綾輸出の飛躍に貢献した。<sup>(74)</sup>

結局、綿工連の組織改革（統制費の切下げ、コスト削減など）に、景気回復が加わって、織物産地の採算は好転することになった。その結果、産地の不満が解消し事態は収束へと向かうことになった。

### 3 綿工連と産地綿織物業

綿工連が実施した生産統制は、次第に効果を発揮するようになった。その効果は、産地へ浸透し始め、『昭和7年度 事業報告書』では、「縞三綾、綿縮及綿ネルノ統制ハ…（中略：筆者）…統制實施當初ニ於テハ組合中若ハ組合員中一、二統制ノ本義ヲ誤解セル者アリ爲メニ前年度ニ於テハ相當効果ヲ認メナガラ猶且多大ノ疑問ヲ存シタリガ本年（＝1932年：筆者）ニ入りテハ…（中略：筆者）…業界未曾有ノ盛況ヲ呈シ豫期以上ノ成績ヲ擧ゲタルハ…（中略：筆者）…生産地組合及組合員ノ統制事業ニ對スル理解力ノ増進ニ基クテ唯一ノ原因ト認ム（下線：筆者）<sup>(75)</sup>」と報告された。統制を開始した当初こそ、一部の産地や工業組合メンバーが異を唱えることがあったものの、統制の効果が実態としてみえるに至って、産地が統制事業に次第に応じるようになった。その結果、綿織物業の業績は好転へと向かったのである。

『昭和6年度 事業報告書』には、「最モ重要事項タル統制存廢ノ問題ニ關シテハ…（中略：筆者）…其ノ結果ハ統制ノ反對ニアラズシテ統制ノ運用ヲ如何ニスベキヤ又經費節減ノ餘地アリヤ否ヤヲ研究スルコトトナリ…（下線：筆者）<sup>(76)</sup>」と生産統制をめぐる議論が統括されている。つまり、1920年代後半に始まった綿業の生産統制では、産地から反対意見や要望が幾度にもわたって表面化した。しかし、これらは生産統制そのものの廃止を望むものではなく、その統制の運用方法の改善が求められていたのであった。それゆえ綿工連は、商議員会の再編を通じて産地の要望を受け入れて統制方法を見直していったのである。

綿工連が産地綿織物業の統制に関与することで、これまで産地が有していた構造的な問題が改善に向かいだした。『日本輸出綿織物工業組合聯合會事業報告書』によれば、3点指摘されている。第1に、生産地ごとの値開きが少なくなったことである。綿製品において、相場に基づいた価格設定が実行されるようになり、生産者は等しい価格で綿布を販売できるようになった。第2に、共同販売所を取り入れてブローカーを排除することで、中間取扱業者が減少した。この結果、綿布生産者の収益構造が改善することになった。そして3つ目に、不当廉売がなくなって機業家の収益が増大

---

(73) 「統制のきゝめ 新市場賑ふ」『神戸新聞』1932年2月24日。

(74) 「縞三綾の記録的輸出」『大阪毎日新聞』1932年6月12日。

(75) 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和七年度 財産目録 貸借対照表 剰餘金處分書 事業報告書』、81頁。

(76) 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和六年度 財産目録 貸借対照表 剰餘金處分書 事業報告書』。



し、工費の改善がみられるようになったことである。1920年代を通じて、存在感を強めていた産地綿織物業は、綿工連の統制のもとで、全体として収益構造を改善させていったのである。<sup>(77)</sup>

## おわりに

本稿の課題は、近代日本の綿織物産地の成長と再編を、生産統制に着目しながら解明することであった。焦点となったのは、日本の綿織物業が、金融恐慌や昭和恐慌、それに伴う業界危機の問題をどう解決していったのかということであった。つまり不況からの脱出と輸出振興が不可避だった日本綿業は、産地間の過当競争や品質悪化を抑えて、意思統一を図らねばならなかった。加えて、政府が産業の合理化や重産法を通じて産地の統制を強めていくなかで、産地の組織化がどのように進められていったのかも重要な課題であった。このプロセスには、商工省だけでなく綿工連や有力産地（播州や泉南など）を含めて、多様な主体がその利害を主張し、その調整が図られてきた。以下に本稿の主張をまとめて結論としたい。

第1に、綿工連が日本綿業の生産統制を統括する役割を果たしていたことである。1920年代に設立された綿同連は、その法的基盤の限界ゆえに産地の支配力を発揮できず、商工省も産地を具体的に把握することは難しかった。それゆえ綿工連は、綿織物業の指揮系統を一本化し、産地間のシェア競争を調整することが役割となった。綿工連は、縞三綾の生産統制には産地の利害調整に困難を抱えたものの、次第に機能させていった。三輪常次郎は、この綿工連について、「このように紆余曲折を経て綿工連の基礎も漸く確立されたので、紡聯に対しても、綿輪聯に対しても対等の立場で折衝もし主張も出来るようになり、創立初期の計画である産業合理化の施策も逐次遂行出来、続いて縞三綾を始めとして綿縮、綿ネル等々の生産割当という当時としては画期的な事業も強行出来た次第である。(下線：筆者)<sup>(78)</sup>」と評したように、縞三綾の生産統制はその後、綿縮や綿ネルへと範囲を広げていった。それだけでなく、紡連や綿輪連への交渉力が高まったことは、織布業界の成長に寄与するものであった。この綿工連の活動と実績を商工省は容認し、むしろ活用することで恐慌対策と輸出拡大という課題への解決に向かわせた。この結果、綿布の過剰生産はひとまず収束し、統制範囲は広がっていったのである。<sup>(79)</sup>

第2に、この綿工連の生産体制の意思決定や運営には、三輪常次郎の役割が極めて重要であった

---

(77) 日本輸出綿織物工業組合連合会『日本輸出綿織物同業組合併合会事業報告書』、89-90頁。

(78) 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、65頁。

(79) ただし、知多産地で織布業を営んでいた山田佐一は、綿工連の綿業統制については、同業組合による生産調整が有効であるとの認識を示している。谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会、1958年、66-67頁。なお、知多産地の同業組合による生産調整が、産地の不況からの回復に寄与した点については、橋口勝利『近代日本の地域工業化と下請制』京都大学学術出版会、2017年の第1章を参照。

ことである。綿工連の初代理事長の三輪常次郎は、日本綿業の再編を進めるために、商工省との調整、綿工連と綿同連との接合、各産地のとりまとめを行い、産地綿織物業を生産統制の枠組みに包摂していった。この活躍の背景には、三輪常次郎が服部商店の経営者として中京圏から関西圏に及ぶ広大な賃織網を築き上げ、紡連での操短条件をめぐる交渉に影響力を発揮してきたことなど、彼の当時の日本綿業界での立場が生かされた。こののち、三輪常次郎は日印会商に民間代表で参加するなど、日本綿業の浮沈を担う存在になっていった。

第3に、1930年代に商工省がおし進めた綿業の生産統制について総括しておきたい。商工省は、製造業の産業組織化の先駆的事業として、1930年6月に縞三綾の生産統制に着手した。しかし本稿や研究史が明らかにしたように、生産割当量の決定や運用をめぐることは、産地が統制違反や反発を度々繰り返し、縞三綾の生産統制は発足以来十分には機能せず、破綻していたかのようにもみえた。それゆえ商工省の生産統制の問題は、1932年の景気回復によって結果的に解決したとの評価ともなりかねなかった。しかしこのような見方では、この生産統制の統括を担った綿工連、そして綿工連理事長の三輪常次郎の産地組織化への体制づくりの活動や成果がみえなくなってしまう。実際には播州や泉南などの有力産地は、一部機業家の統制違反を含みながらも、産地全体としては、縞三綾の価格安定や生産量の確保、そして品質向上をあくまで望んでいたのであり、その産地横断的な秩序形成を綿工連に期待していたのである。それゆえ三輪常次郎は、綿工連の意思決定に産地の意見を集約した上で、生産統制を浸透させていった。つまり、この間の生産統制は、1930年代の日本綿業が輸出市場向けに飛躍的に拡大する基盤が形成された時期として評価できるのである。

付記：本稿の作成にあたっては、基盤研究(C)研究課題「中京財界形成の史的研究」および基盤研究(B)研究課題「産業技術の経路依存性からみた工業地域の競争力に関する比較研究」の交付を受けている。

## 参 考 文 献

- 阿部武司『日本における産地綿織物業の展開』東京大学出版会、1989年。[Abe, Takeshi, *Nihon ni okeru Sanchi Menorimonogyo no Tenkai*, Tokyodaigaku Shuppankai, 1989]
- 阿部武司『日本綿業史——徳川期から日中開戦まで』名古屋大学出版会、2022年。[Abe, Takeshi, *Nihon Mengyoshi: Tokugawaki kara Nitcho Kaisen made*, Nagoyadaigaku Shuppankai, 2022]
- 井上文夫「昭和初期における産業統制の一断面——播州織縞三綾統制について」『近代史研究』第21号、1979年。[Inoue, Fumio, “Showa Shoki ni okeru Sangyo Tosei no Ichi Dammen: Banshuori Shima Mitsuya Tosei ni tsuite”, *Kindaishikenkyu*, No. 21, 1979]
- 籠谷直人「大日本紡績連合会」(橋本寿朗・武田晴人編『両大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房、1985年)。(Kagotani, Naoto, “Dainihon Boseki Rengokai” (Hashimoto, Juro, and Takeda, Haruhito ed., *Ryo Taisenkanki Nihon no Kartell*, Ochanomizu Shobo, 1985)
- 三瓶孝子『日本綿業發達史』岩崎書店、1947年。[Sampei, Koko, *Nihon Mengyo Hattatsushi*, Iwasaki Shoten, 1947]
- 商工省臨時産業合理局『縞三綾及綿縮統制の話』昭和6年。[Shokosho Rinji Sangyo Gorikyoku, *Shima*

- Mitsuaya oyobi Menchijimi Tosei no Hanashi*, Showa 6 Nen]
- 高村直助「資本蓄積(2)紡績業」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』東京大学出版会, 1987年)。  
[Takamura, Naosuke, “Shihonchikuseki (2) Bosekigyo”, (Oishi Kaichiro ed., *Nihonteikokushugishi 2 Sekaidaikyokoki*, Tokyodaigaku Shuppankai, 1987)]
- 谷原長生『綿スフ織物工業発達史』日本綿スフ織物工業連合会, 1958年。[Tanihara, Chosei, *Men Sufu Orimono Kogyo Hattatsushi*, Nihon Men Sufu Orimono Kogyo Rengokai, 1958]
- 日本輸出綿織物工業組合連合会事業報告書(昭和五年度)。[Nihon Yushutsu Menorimono Kogyo Kumiai Rengokai Jigyo Hokokusho, Showa 5 Nendo]
- 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和六年度財産目録貸借対照表剰餘金處分書事業報告書』。[Nihon Yushutsu Menorimono Kogyo Kumiai Rengokai, *Showa 6 Nendo, Zaisan Mokuroku, Taishaku-taishohyo, Joyokin Shobunsho, Jigyo Hokokusho*]
- 日本輸出綿織物工業組合連合会『昭和七年度財産目録貸借対照表剰餘金處分書事業報告書』。[Nihon Yushutsu Menorimono Kogyo Kumiai Rengokai, *Showa 7 Nendo, Zaisan Mokuroku, Taishaku-taishohyo, Joyokin Shobunsho, Jigyo Hokokusho*]
- 橋口勝利「昭和恐慌と日本綿業——第11次操業短縮と服部商店」『社会経済史学』第82巻第3号, 2016年。[Hashiguchi, Katsutoshi, “Showa Kyoko to Nihon Mengyo: Dai 11 ji Sogyo Tanshuku to Hattori Shoten”, *Shakai Keizai shigaku*, Vol. 82, No. 3, 2016]
- 平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社, 2001年。[Hirasawa, Teruo, *Daikyokoki Nihon no Keizaitosei*, Nihonkeizaihyoronsha, 2001]
- 美濃部亮吉『カルテル・トラスト・コンツェルン』下, 改造社, 1931年。[Minobe, Ryokichi, *Kartell Trust Konzern*, Ge, Kaizosha, 1931]
- 宮島英昭「昭和恐慌期のカルテルと政府——重要産業統制法の運用を中心として」(原朗編『近代日本の経済と政治』山川出版社, 1986年)。[Miyajima, Hideaki, “Showa Kyokoki no Kartell to Seifu: Juyo Sangyo Toseiho no Unyo wo Chushin toshite”, (Hara, Akira ed., *Kindai Nihon no Keizai to Seiji*, Yamakawa Shuppansha, 1986)]
- 宮島英昭『産業政策と企業統治の経済史——日本経済発展のマイクロ分析』有斐閣, 2004年。[Miyajima, Hideaki, *Sangyoseisaku to Kigyotochi no Keizaishi: Nihonkeizai Hatten no Micro Bunseki*, Yuhikaku, 2004]
- 山崎広明「日本綿業構造論序説」『経営史林』第5巻第3号, 1968年。[Yamazaki, Hiroaki, “Nihon Mengyo Kozoron Josetsu”, *Keieishirin*, Vol. 5, No. 3, 1968]
- 吉野信次『おもかじとりかじ』通商産業研究社, 1962年。[Yoshino, Shinji, *Omokajitorikaji*, Tsushosangyo Kenkyusha, 1962]
- 吉野信次追悼録刊行会『吉野信次』1974年。[Yoshino Shinji Tsuitoroku Kankokai, *Yoshino Shinji*, 1974]

**要旨:** 本稿の目的は、戦前期日本の日本綿業の生産統制の実態を、綿工連理事長・三輪常次郎の活動に焦点を当てながら検討することである。近代日本のリーディング産業であった綿業は、産地綿織物業の分野で過剰生産と品質悪化が輸出市場で問題となっていた。このため、商工省と綿工連は、織物産地の意向を汲みながら、生産統制を実施することで、日本綿業は組織化され、輸出競争力を高めていくことになった。

キーワード: 織物業, 生産統制, 商工省, 産業組織, 地域産業